

# 再生可能エネルギー資金

平成29年2月10日～平成29年3月9日



全期間固定

保証料別

年 **1.45%**



毎週日曜日

9:00～15:00

JA柳川本所にて  
ローン相談会実施中！

## 再生可能エネルギー資金とは

- ・再生可能エネルギー利用の取組を支援するための  
発電・蓄電設備の取得資金及び改修資金
- ・賃貸施設・住宅・倉庫・宅地等へ設置するための資金
- ・発電事業への再生可能エネルギーとして太陽光、風力、火力、水力等  
にご利用いただけます。



本所…73-6312 昭代支所…73-6241 大和支所…76-3009

三橋支所…73-6131

蒲池支所…72-9233 柳川支所…73-6311 皿垣開支所…76-0211

JAとお取り引きのない方でもお気軽にご相談ください。



JA柳川

# 商品概要説明書

《 再生可能エネルギー資金 》

(平成 29 年 2 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	再生可能エネルギー資金
2. お使いみち	○組合員の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備の取得資金及び改修資金とし、組合員が、自己または同居家族が保有する資産に設置するために必要とする資金。  ※対象となる資金 賃貸施設・住宅・倉庫・宅地等へ設置するための資金 ※対象とならない資金 既往資金の借換えおよび農業関連施設へ設置するための資金等
3. ご利用いただける方	○組合員であること。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上で、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方。 ○継続して安定した収入があること。 ○信用状況に不安がないこと。 ○基金協会の保証が受けられること。
4. お借入金額	○10 万円以上 5,000 万円以内とし（きざみ幅 10 万円）、事業費の 100%以内とします。
5. お借入期間	○6 ヶ月以上 15 年以内（うち据置期間 1 年以内）とします。 ただし、全量売電かつ J A 事業を通して発電・蓄電設備を設置する場合は、20 年以内とします。
6. お借入利率	○お借入利率等、詳細については、当 J A の窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	○毎月返済とし、「元利均等方式」と「元金均等方式」からご選択いただけます。 なお、「元金均等方式」の場合、利息については「毎月払後取り」とします。
8. 担保	○原則として 1,000 万円以内は担保不要ですが、1,000 万円を越えた場合は、担保が必要となります。
9. 保証	○基金協会の保証が必要となります。 ○連帯保証人が必要となる場合があります。 ○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
10. 保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い お借入時に一括して次の保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、次の保証料をお支払いいただきます。 ③保証料率 ・「担保なし」の場合は年率 0.70% で計算した金額 ・「担保あり」の場合は年率 0.50% で計算した金額
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部総合企画課（電話：0944-32-8268）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営する J A グループ福岡総合相談所【福岡県 J A バンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合企画課または J A グループ福岡相談所【福岡県 J A バンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
12. その他	○お申込に際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ご返済額の試算については、当 J A の窓口へお問い合わせください。